

佐世保市健康寿命延伸推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、佐世保市健康寿命延伸推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 佐世保市の地域課題・地域特性を踏まえた「生涯現役社会」を作り上げてライフステージや個人の健康状態に応じた健康づくりを社会全体で支援する体制づくりに加え、医療・介護周辺のヘルスケアビジネスを創出することにより、地元の雇用・地域経済への貢献を目指すためのものである。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の健康寿命延伸に関すること
- (2) 市の産業振興に関すること
- (3) 市民の新たな雇用創出に関すること
- (4) その他、佐世保市民の健康寿命延伸や産業振興・雇用創出に必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会の第2条の目的に賛同する者を会員（企業、団体、個人）とする。

2 年会費は、別に定める。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 1名

2 役員は、次により選出する。

- (1) 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- (2) 理事は、会員企業・団体等から選出された者、学識経験者及び会長が指名する者をもって充てる。

(3) 監事は、総会において選出する。

3 役員の任期は総会の翌日から翌年の3月31日までとする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 前条の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ指定した職務を代行する。
- (3) 理事は、会長が定める事項について審議する。
- (4) 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会、理事会とし、会長が招集しその議長となる。

(総会)

第8条 総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができることとする。総会は、企業・団体会員を持って構成し、やむを得ない場合は、書面で開催することもできるものとする。

- (1) 事業計画及び報告ならびに運営に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 会則の改正に関する事
- (4) 第4条に掲げる会員及び会費の承認に関する事
- (5) 監事の選出に関する事
- (6) その他、重要と認められる事項

2 総会は、企業・団体会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 総会の議事は、出席した企業・団体会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事会)

第9条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を処理する。ただし、会長が必要と認めた場合は監事を出席させることができる。諸般の事情により参集が不可能な場合は書面で開催することもできるものとする。

- (1) 総会に付議する事項の審議に関する事
- (2) 総会の議決により委任を受けた事項に関する事
- (3) 第3条に掲げる事業に関する事
- (4) 部会の設置に関する事

(5) 第4条に掲げる会員及び会費に関すること

(部会)

第10条 事業の推進にあたっては、必要に応じて、部会を組織することができる。

- (1) 部会の設置は、理事会で決定する。
- (2) 部会に部会長を置く。
- (3) その他、部会の運営に関する事項は、部会で決定する。

(会計及び会計年度)

第11条 協議会の運営に要する費用は、会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業継承)

第14条 協議会が解散又は他団体に事業及び財産を継承する場合は、総会において決定する。

(附則)

第1条 この会則は、平成29年4月19日から施行する。

第2条 協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成30年3月31日までとする。

以 上

会員種別	年会費	備考
企業会員	1口：1万円（1口以上）	
団体会員	A 1口：1万円（1口以上）	団体の規模等により個別に協議する。
	B なし	佐世保市は、予算の範囲内で支出する。
個人会員	1口：500円（1口以上）	

別表（第4条関係）